

樹徳高等学校学則

第1章 総 則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である仏教の教えを根幹に、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高等普通教育及び専門教育並びに樹徳中学校との中高一貫教育を施すことを目的とする。

第2条 本校に設置する学科及び生徒一学年の定員は、次の通りとする。

課程	学科	定員
全日制課程	普通科	380名

第3条 本校の修業年限は、3年とする。

第2章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第6条 休業日は、次の通りとする。

一、日曜日

二、土曜日

三、国民の祝日に関する法律で規定する休日

四、夏季休業日 7月21日から8月28日まで

五、冬季休業日 12月25日から1月7日まで

六、春季休業日 3月24日より4月7日まで

七、群馬県民の日 10月28日

八、創立記念日 4月25日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業時数

第7条 教育課程及び授業時数は、学習指導要領の基準によって校長が定める。なお、中高一貫教育に係わる教育課程は樹徳中学校との協議を経て編成する。

第4章 職員組織

第8条 本校に、校長、教頭、教諭、助教諭、講師、事務職員、学校医及び学校歯科医を置く。

2 前項のほか、必要により副校長、養護教諭、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

3 前2項のほか、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭を置き、教諭をもってあてる。

第9条 校務の分掌については、校長が定める。

2 校長は、必要であると認めるときは、職員にその職務の一部を代理させる。

第5章 入学・退学・転学・休学

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

第11条 本校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第12条 第二学年以上に入学を許可される者は相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第13条 入学志願者は、入学願書に受験料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。但し樹徳中学校からの入学志願者は受験料を添えることを要しない。

第14条 校長は、別に定める方法に基づき入学者を選抜し、入学を許可する。但し、樹徳中学校からの入学志願者については入学の選抜は行わない。

第15条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに保護者及び保証人連署の誓約書を校長に提出しなければならない。

第16条 保護者は生徒に対して親権を行う者、後見人又は後見人の職務を行う者とし、保証人はこれに代わって指導の責に任ずることができる者とする。

2 前項の保証人は、学校からなるべく近い地域に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 校長は、保証人を不適当と認めるときは変更を命ずることがある。

第17条 生徒、保護者又は保証人の住所、氏名の変更があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第18条 欠席した者は、その理由を記し、保護者又は保証人と連署して校長に届け出なければならない。尚、病気の為引き続き7日以上にわたる欠席の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 生徒は、次の基準により忌引を受けることができる。

親族の種別	父母	祖父母	兄弟	伯叔父母	曾祖父母
期間	7日	3日	3日	1日	1日

第19条 退学又は他の高等学校へ転学しようとする者は、その理由を記し、保護者又は保証人と連署して校長に願い出なければならない。尚、病気により退学しようとする場合には、医師の診断書を添えなければならない。

第20条 前条によって一旦退学した者が一年以内に再入学を願い出たときは、原学年以下に入学を許可するすることがある。

第21条 病気その他やむを得ない理由によって引き続き3ヶ月以上出席しがたい見込みの者は、その理由を記し、保護者又は保証人と連署して、校長に休学を願い出なければならない。尚、病気による場合には医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の願い出があった場合、校長は正当な理由があると認めた場合には、1年以内の期間において休学を許可する。

3 前項の期間満了後なお休学を必要とする理由がある場合には、願い出に応じ、校長は1年以内の期間において通算して3年に至るまで逐次その期間を更新することがある。

4 3年の休学期間を経過した者は、除籍とする。

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を記し、保護者又は保証人と連署して願い出て校長の許可を受けなければならない。尚、病気・休学中の者は医師の診断書を添えなければならない。

第23条 校長は、感染症疾患にかかり、又はそのおそれのある者に対して、出席停止を命ずることがある。

第6章 学習の評価、課程の修了、卒業

第24条 教科の課程の修了は、所定の単位について、平素の学習を評価して認定する。

第25条 学習の評価方法は、学習指導要領に基づき校長が定める。

第26条 校長は、所定の全課程を修了した者について卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第7章 受験料・入学金・設備費・授業料等

第27条 受験料は20,000円とする。

第28条 入学金は100,000円とする。

2 設備費は120,000円とする。

3 入学金及び設備費は、入学に際して納めなければならない。

第29条 授業料の月額、次の通りとする。

学 科	金 額
普 通 科	33,000 円
普通科一貫校	33,000 円

2 授業料は、生徒在学中は、休学、欠席の有無にかかわらず校長の定める期日までに納めなければならない。

第30条 校長は、別に定める者について入学金及び授業料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第31条 校長の許可を得ないで授業料を滞納する者は、出席を停止又は、除籍することがある。

第32条 既に納めた、受験料、入学金、設備費及び授業料はいかなる事情があっても返付しない。

第8章 賞 罰

第33条 校長は、他の模範と認められる生徒を表彰する。

第34条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加える。

2 懲戒は、退学・停学・戒告・その他とする。但し、退学・停学・戒告は校長のみがこれを行う。

第35条 懲戒としての退学は、次の各号の一つに該当する者に対してのみ行う。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

3 正当の理由なく出席が常でない者。

4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

附 則

1 この学則施行に関する細則は、校長が別に定める。

2 この学則は令和5年4月1日から施行する。